

有効期間を1年延長した 受給者証を交付いたします。



- 新型コロナウイルス感染症の発生の状況等に鑑み、児童福祉法施行規則等が一部改正となり、令和2年3月1日～令和3年2月28日までの間に有効期間が満了する方について、有効期間が1年延長されることとなりました。
- よって、令和2年3月1日から令和2年3月31日に20歳を迎える方については、20歳到達日から1年後の誕生日の前日まで有効期間が延長となります。
- つきましては、延長された有効期限まで、引き続き小児慢性特定疾病医療費を受給することが可能です。

1 医療機関受診時の注意点について

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、延長となった期間においては医療費受給者証に記載の無い指定医療機関を受診した場合でも、医療費助成の対象となります。

医療機関の追加・削除については、令和2（2020）年度の更新申請時に申告いただきますようお願いいたします。

2 次の場合は、手続きが必要です。

受給者証の内容に変更がある場合は、速やかに手続きをお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の予防のため、**郵送**での手続きも可能です。事前にお電話などでご相談ください。

内 容	添 付 書 類 等	備 考
受給者及び保護者（申請者）住所・氏名の変更	住民票、運転免許証等	変更後の情報がわかるもの
健康保険証の変更	□新しい保険証 □課税証明書あるいは住民税決定通知書	※加入する保険によりご用意いただく書類が異なりますのであらかじめお問い合わせください。
支給認定基準世帯員の課税額や所得の変更	課税証明書（最新の課税状況がわかるもの）	
疾病の追加 ※認定された疾病以外の疾病の場合	医療意見書	
受給者証の返納	受給者証が不要となった場合には、お手数ですが健康福祉センターへお電話願います。	

3 療養生活等でお困りの時は健康福祉センターの保健師にご相談ください。

療養生活や日常生活などの相談に応じています。お気軽にご連絡ください。